

ら、「被扶養者の軽減措置」が反映されていない場合があります。

被扶養者であつた方は「保険料額決定通知書」で、**保険料額が1、80**

**0円（20分の1）に軽減**されているかご確認ください。

### ◆問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合

☎ 043(308)6768  
☎ 84-1214

# 国民健康保険税が改正されました

制度改正により今年度から課税項目に「後期高齢者支援金分」が加わり、従来の医療分と介護分の2項目から3項目となりました。このため、ほとんどの世帯で前年より税額が増えることになります。また、医療分と介護分の賦課限度（上限）額が法定額になりました。



### 40歳未満の方

医療分と後期分が課税されます。

### 40～64歳の方

医療分、後期分、介護分が課税されます。

### 65～74歳の方

医療分と後期高齢者支援金分が課税されます。

（介護分は保険料として年金から徴収されます）

## 税額表（太字が改正箇所）

課 税 の 区 分	医 療 分	後期高齢者 支 援 金 分	介 護 分
①所得割……前年の所得が基準	7 %	<b>1.5%</b>	1.5 %
②資産割……土地と家屋の固定資産税が基準	30%	<b>6 %</b>	6 %
③均等割……加入者1人ごと	20,000円	<b>9,000円</b>	9,000円
④平等割……加入世帯ごと	25,000円	<b>6,000円</b>	6,000円
賦課限度額（法定額）	<b>470,000円</b>	<b>120,000円</b>	<b>90,000円</b>

※国保税には所得や世帯の状況により税額の軽減措置があります。

※国保税は世帯主に課税されます。

国保税の納税通知書は今月中旬に郵便で発送します。年金から特別徴収（天引き）される方も、7月、8月、9月分は従来どおり納付書または口座振替により納めていただきますのでご注意ください。（特別徴収は10月受給分からです）

※年金からの特別徴収は、一定の条件を満たしている世帯主が対象であり、年金を受給しているすべての方が対象となるわけではありません。

◆問い合わせ 税務課課税班 ☎84-1212